

年金記録確認滋賀地方第三者委員会

第2部会（第45回）議事要旨

1 日 時 平成20年12月3日（水） 13時30分から16時30分

2 場 所 年金記録確認滋賀地方第三者委員会 会議室
（大津市中央三丁目1番8号 大津第一生命ビルディング 10階 Tel：077-523-2266）

3 出席者
（委員会第2部会） 羽座岡部会長、中川委員、横江委員
（事務局） 浅野事務室長ほか事務室員7人

4 議 題

- （1）申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- （2）申立案件の審議
- （3）その他

5 会議経過

- （1）事務局から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- （2）厚生年金に係る事案5件（継続2件、新規3件）、国民年金に係る事案4件（継続3件、新規1件）の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

- （3）審議の結果、厚生年金事案について、2件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。

また、国民年金事案について、3件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。

- （4）次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回（第46回）は12月10日（水）13時30分から、次々回（第47回）は12月17日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認滋賀地方第三者委員会
第3部会（第21回）議事要旨

1 日 時 平成20年12月3日（水） 9時30分から12時00分

2 場 所 年金記録確認滋賀地方第三者委員会 会議室
(大津市中央三丁目1番8号 大津第一生命ビルディング10階 Tel:077-523-2266)

3 出席者
(委員会第3部会) 阪口部会長、中川委員、藤川委員
(事務局) 浅野事務室長ほか事務室員9人

4 議 題

- (1) 申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- (2) 申立案件の審議
- (3) その他

5 会議経過

- (1) 事務局から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- (2) 厚生年金に係る事案5件（継続2件、新規3件）、国民年金に係る事案7件（継続5件、新規2件）の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

- (3) 審議の結果、厚生年金事案について、1件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。

また、国民年金事案について、1件の申立てを認め、あっせん案を審議・決定するとともに、4件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。

- (4) 次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回（第22回）は12月16日（火）13時30分から、次々回（第23回）は12月24日（水）9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認滋賀地方第三者委員会

第1部会（第44回）議事要旨

1 日 時 平成20年12月4日（木） 9時00分から11時20分

2 場 所 年金記録確認滋賀地方第三者委員会 会議室
（大津市中央三丁目1番8号 大津第一生命ビルディング10階 Tel:077-523-2266）

3 出席者

（委員会第1部会） 岩崎委員長（部会長）、川辺委員、十二里委員、後藤委員
（事務室） 浅野事務室長ほか事務室員8人

4 議 題

- （1）申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- （2）申立案件の審議
- （3）その他

5 会議経過

- （1）事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- （2）厚生年金に係る事案1件（新規1件）、国民年金に係る事案11件（継続6件、新規5件）の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

- （3）審議の結果、国民年金事案について、1件の申立てと1件の申立ての一部を認め、あっせん案を審議・決定するとともに、4件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。
- （4）次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回（第45回）は12月11日（木）13時30分から、次々回（第46回）は12月18日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認滋賀地方第三者委員会

第2部会（第46回）議事要旨

1 日 時 平成20年12月10日（水） 13時30分から16時40分

2 場 所 年金記録確認滋賀地方第三者委員会 会議室
（大津市中央三丁目1番8号 大津第一生命ビルディング 10階 TEL：077-523-2266）

3 出席者
（委員会第2部会） 羽座岡部会長、物江委員、横江委員
（事務局） 浅野事務室長ほか事務室員8人

4 議 題

- （1）申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- （2）申立案件の審議
- （3）その他

5 会議経過

- （1）事務局から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- （2）厚生年金に係る事案4件（継続1件、新規3件）、国民年金に係る事案5件（継続5件）の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

- （3）審議の結果、厚生年金事案について、1件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。

また、国民年金事案について、2件の申立ての一部を認め、あっせん案を審議・決定するとともに、2件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。

- （4）次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回（第47回）は12月17日（水）13時30分から、次々回（第48回）は12月24日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認滋賀地方第三者委員会
第1部会（第45回）議事要旨

1 日 時 平成20年12月11日（木） 13時30分から16時30分

2 場 所 年金記録確認滋賀地方第三者委員会 会議室
（大津市中央三丁目1番8号 大津第一生命ビルディング 10階 Tel:077-523-2266）

3 出席者

（委員会第1部会） 岩崎委員長（部会長）、川辺委員、十二里委員
（事務室） 浅野事務室長ほか事務室員9人

4 議 題

- （1）申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- （2）申立案件の審議
- （3）その他

5 会議経過

- （1）事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- （2）厚生年金に係る事案7件（継続4件、新規3件）、国民年金に係る事案8件（継続4件、新規4件）の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

- （3）審議の結果、厚生年金事案について、1件の申立てを認め、あっせん案を審議・決定するとともに、2件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。

また、国民年金事案について、3件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。

- （4）次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回（第46回）は12月18日（木）13時30分から、次々回（第47回）は12月25日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認滋賀地方第三者委員会
第3部会（第22回）議事要旨

1 日 時 平成20年12月16日（火） 13時30分から16時15分

2 場 所 年金記録確認滋賀地方第三者委員会 会議室
（大津市中央三丁目1番8号 大津第一生命ビルディング10階 Tel:077-523-2266）

3 出席者
（委員会第3部会） 阪口部会長、盛武委員、中岡委員、藤川委員
（事務局） 浅野事務室長ほか事務室員 11人

4 議 題

- （1）申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- （2）申立案件の審議
- （3）その他

5 会議経過

- （1）事務局から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- （2）厚生年金に係る事案6件（継続2件、新規4件）、国民年金に係る事案10件（継続6件、新規4件）の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

- （3）審議の結果、厚生年金事案について、1件の申立てを認め、あっせん案を審議・決定するとともに、1件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。

また、国民年金事案について、1件の申立てと1件の申立ての一部を認め、あっせん案を審議・決定するとともに、3件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。

- （4）次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回（第23回）は12月24日（水）9時30分から、次々回（第24回）は1月7日（水）9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認滋賀地方第三者委員会

第2部会（第47回）議事要旨

1 日 時 平成20年12月17日（水） 13時30分から17時10分

2 場 所 年金記録確認滋賀地方第三者委員会 会議室
（大津市中央三丁目1番8号 大津第一生命ビルディング10階 Tel：077-523-2266）

3 出席者
（委員会第2部会） 羽座岡部会長、中川委員、物江委員、横江委員
（事務局） 浅野事務室長ほか事務室員9人

4 議 題

- （1）申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- （2）申立案件の審議
- （3）その他

5 会議経過

- （1）事務局から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- （2）厚生年金に係る事案3件（継続3件）、国民年金に係る事案6件（継続3件、新規3件）の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

- （3）審議の結果、厚生年金事案について、1件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。

また、国民年金事案について、3件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。

- （4）次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回（第48回）は12月24日（水）13時30分から、次々回（第49回）は1月7日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認滋賀地方第三者委員会

第1部会（第46回）議事要旨

1 日 時 平成20年12月18日（木） 13時30分から16時40分

2 場 所 年金記録確認滋賀地方第三者委員会 会議室
（大津市中央三丁目1番8号 大津第一生命ビルディング10階 Tel:077-523-2266）

3 出席者

（委員会第1部会） 岩崎委員長（部会長）、川辺委員、十二里委員、後藤委員
（事務局） 浅野事務室長ほか事務室員10人

4 議 題

- （1）申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- （2）申立案件の審議
- （3）その他

5 会議経過

- （1）事務局から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- （2）厚生年金に係る事案6件（継続2件、新規4件）、国民年金に係る事案8件（継続5件、新規3件）の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

- （3）審議の結果、厚生年金事案について、2件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。

国民年金事案について、1件の申立ての一部を認め、あっせん案を審議・決定するとともに、4件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。

- （4）次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回（第47回）は12月25日（木）13時30分から、次々回（第48回）は1月8日（木）9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認滋賀地方第三者委員会

第2部会（第48回）議事要旨

1 日 時 平成20年12月24日（水） 13時30分から16時40分

2 場 所 年金記録確認滋賀地方第三者委員会 会議室
（大津市中央三丁目1番8号 大津第一生命ビルディング10階 Tel：077-523-2266）

3 出席者
（委員会第2部会） 羽座岡部会長、中川委員、物江委員、横江委員
（事務局） 浅野事務室長ほか事務室員8人

4 議 題

- （1）申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- （2）申立案件の審議
- （3）その他

5 会議経過

- （1）事務局から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- （2）厚生年金に係る事案2件（継続2件）、国民年金に係る事案6件（継続5件、新規1件）の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

- （3）審議の結果、国民年金事案について、1件の申立てを認め、あっせん案を審議・決定するとともに、4件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。
- （4）次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回（第49回）は1月7日（水）13時30分から、次々回（第50回）は1月14日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認滋賀地方第三者委員会
第3部会（第23回）議事要旨

1 日 時 平成20年12月24日（水） 9時30分から12時00分

2 場 所 年金記録確認滋賀地方第三者委員会 会議室
（大津市中央三丁目1番8号 大津第一生命ビルディング10階 Tel:077-523-2266）

3 出席者
（委員会第3部会） 阪口部会長、盛武委員、中岡委員、藤川委員
（事務局） 浅野事務室長ほか事務室員10人

4 議 題

- （1）申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- （2）申立案件の審議
- （3）その他

5 会議経過

- （1）事務局から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- （2）厚生年金に係る事案14件（継続10件、新規4件）、国民年金に係る事案4件（継続3件、新規1件）の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

- （3）審議の結果、厚生年金事案について、3件の申立てと1件の申立ての一部を認め、あっせん案を審議・決定するとともに、3件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。

また、国民年金事案について、1件の申立てを認め、あっせん案を審議・決定するとともに、1件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。

- （4）次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回（第24回）は1月7日（水）9時30分から、次々回（第25回）は1月13日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認滋賀地方第三者委員会

第1部会（第47回）議事要旨

1 日 時 平成20年12月25日（木） 13時30分から16時30分

2 場 所 年金記録確認滋賀地方第三者委員会 会議室
（大津市中央三丁目1番8号 大津第一生命ビルディング10階 Tel:077-523-2266）

3 出席者

（委員会第1部会） 岩崎委員長（部会長）、川辺委員、十二里委員、後藤委員
（事務局） 浅野事務室長ほか事務室員9人

4 議 題

- （1）申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- （2）申立案件の審議
- （3）その他

5 会議経過

- （1）事務局から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- （2）厚生年金に係る事案6件（継続3件、新規3件）、国民年金に係る事案5件（継続2件、新規3件）の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

- （3）審議の結果、厚生年金事案について、1件の申立てを認め、あっせん案を審議・決定するとともに、1件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。

また、国民年金事案について、1件の申立てと1件の申立ての一部を認め、あっせん案を審議・決定した。

- （4）次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回（第48回）は1月8日（木）9時30分から、次々回（第49回）は1月15日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕